

非業務部（台新共通）

（一）減額者最低賃金制との件

理由 由

先きの当司・回答せられたる処によれば、現に其の必要を認められ、実施に付考慮中なりとのこととある。

同等の担当局の減額を信じ、先きに提出せられたるを基礎とし、即時実施せられたり。

（二）木工場従業員に対し作業工具貸與の件

従来木工職場従業員は其の作業に關する大工道具を大半私用工具にて自採し来たのである。然し乍ら他職場の従業員と何等差異なき収入に依りては到底自採の不可能なり事、以て然らざる。故に他職場の従業員と同様に作業工具を貸與を有すか又は相当の寄当を支給せられたり。

（三）現在貸與せし作業服は毎三回に改めし件

理由 由